第14講　労働問題①

1　労働運動のあゆみ

働く・働かない，雇(やと)う・雇わない，労働条件などは，労働者・使用者それぞれが決める。両者は自由･対等な契約の主体として労働契約を行う（＝**契約自由の原則**）が，現代は身分制社会ではないこともあり，**労働問題**が発生し続けてきた。

※労働条件をめぐる労働者・使用者間の摩擦や紛争を労働問題という。

①世界の労働関係年表

Ａ　戦前

18世紀後半	**イギリスで産業革命**（＝工場制機械工業化）発生
	※**労働運動**もイギリスで発生。
1799年	**団結禁止法**制定（英）
1802年	第一次工場法制定（英）
1811年	**ラッダイト〔機械打ちこわし〕運動**（英）（～17年）
	※熟練労働者が職を失う。自然発生的・散発的な運動。
1824年	労働者団結法制定（英）
	※団結禁止法に代わる法律。労働運動の合法化。
1833年	**工場法**制定（英）
	※資本家の立場から制定された，**初の労働者保護立法。**
1837年	**チャーチスト運動**（英）（～48年）
	※労働者たちが人民憲章を掲げ，参政権や労働時間の制限などを要求。組織的な運動。
1848年	マルクスとエンゲルス（独）が『共産党宣言』発表
1864年	ロンドンで第一インターナショナル〔国際労働者協会〕結成（～76年）
1868年	**全国労働組合会議**〔TUC〕結成（英）
1878年	社会主義者鎮圧法制定（独）
1886年	８時間労働要求デモ（米）
	※これがメーデーの起源となる。
	アメリカ労働総同盟〔AFL〕結成（米）
1889年	パリで第二インターナショナル結成（～1914年）
1890年	第一回国際メーデー
1900年	労働代表委員会結成（英）
	※現在の労働党の前身。

1917年	ロシア革命
1919年	**国際労働機関〔ILO〕**発足
	モスクワで第三インターナショナル〔コミンテルン〕結成（～43年）
1935年	**ワグナー法〔全国労働関係法〕**制定（米）
	※ニューディール政策の一環。不当労働行為の禁止などを規定。
1938年	**産業別労働組合〔CIO〕**結成（米）

B　戦後

1945年	パリで世界労働組合連盟〔世界労連・WFTU〕結成
1947年	**タフト＝ハートレー法**制定（米）
	※冷戦対策として，労働組合活動を規制。
1949年	ロンドンで国際自由労働組合連盟〔国際自由労連・ICFTU〕結成
1955年	AFL・CIOが合同（米）
1962年	ILO総会で週40時間労働制勧告採択
1979年	国連で**女子差別撤廃条約**採択
1989年	国連で**子ども〔児童〕の権利条約**採択

②日本の労働関係年表

A　戦前

1886 年　甲府雨宮(あめみや)製糸場スト

※工女による，日本初のストライキ。

1897 年　**労働組合期成会**結成

※片山潜(せん)・高野房太郎(たかのふさたろう)らによる**ナショナル＝センター**（＝労働組合の全国的中央組織）の先駆(せんく)。

1899 年　横山源之助『日本之(の)下層社会』刊行

1900 年　**治安警察法**制定

1903 年　農商務省『職工事情』刊行

1911 年　**工場法**制定

※施行は 1916 年。15 人未満の工場には適用されず。

1912 年　**友愛会**(ゆうあいかい)結成

※鈴木文治(ぶんじ)らによる。

1920 年　**第一回メーデー**

1921 年　**日本労働総同盟**結成

※友愛会から発展。

1925 年　**治安維持法**制定

細井和喜蔵(わきぞう)『女工哀史(あいし)』刊行

※紡績(ぼうせき)女工の労働環境を記す。

1938 年　**国家総動員法**制定

1939 年　国民徴用令(ちょうようれい)公布

※軍需工場などへの勤労動員開始。

1940 年　**大日本産業報国会**(ほうこくかい)結成

※事業所単位の産業報国会が合併。すべての労働組合が解散。

1943 年　学徒動員

※中等学校以上の男子学生も勤労動員。

女子挺身(ていしん)隊

※ 14 歳以上 25 歳未満の未婚の女子を勤労動員。

B　戦後

1945年	終戦によりGHQ〔連合国軍総司令部〕による民主化スタート
	治安警察法・治安維持法廃止
	労働組合法制定
1946年	戦後初のメーデー・食糧メーデー
	日本国憲法公布（翌年施行）
	労働関係調整法制定
	総同盟〔日本労働組合総同盟〕結成→右派
	産別会議〔全日本産業別労働組合会議〕結成→左派
1947年	二・一ゼネスト計画中止指令
	労働基準法制定
	労働省設置
1948年	政令201号にもとづき国家公務員法改正
	※公務員の争議権を否認。
1949年	国鉄三大怪事件
	※下山（しもやま）事件・三鷹事件・松川事件。労働運動に打撃。
	労働組合法全面改正
1950年	**総評**〔日本労働組合総評議会〕結成
1952年	皇居前広場事件〔血のメーデー事件〕
	破壊活動防止法〔破防法〕制定
1953年	スト規制法制定
	※電気事業や石炭事業のストライキを規制。
1955年	**春闘**（しゅんとう）〔春季賃金闘争〕の始まり
1959年	最低賃金法制定
	三井三池（みいけ）争議（～60年）
1960年	**障害者雇用促進法**制定
	※法定雇用率はほとんど達成されず。
1964年	**同盟**〔全日本労働総同盟〕結成
	※総評に対抗するナショナルセンター。
1966年	雇用対策法
1970年	家内労働法制定
1971年	高年齢者雇用安定法制定
1972年	労働安全衛生法制定
1985年	**労働者派遣法**制定
	男女雇用機会均等法制定（翌年施行）

1989 年	**連合**〔日本労働組合総連合会〕結成→右派
	全労連〔全国労働組合総連合〕結成→左派
	全労協〔全国労働組合連絡協議会〕結成→中間派
1991 年	**育児休業法**制定
1993 年	**パートタイム労働法**制定
1995 年	**育児・介護休業法**制定
1997 年	男女雇用機会均等法改正
	労働基準法改正
	※女性の保護規定を撤廃。
1999 年	**男女共同参画社会基本法**制定（翌年施行）
	労働者派遣法改正
	※派遣対象と業務を拡大。
2001 年	省庁再編により**厚生労働省**発足
	育児・介護休業法改正
	※「育休切り」などを禁止。
2004 年	高年齢者雇用安定法改正
	労働者派遣法再改正
	※製造業を解禁。
	労働審判法制定
	※２年後，労働審判委員会が地方裁判所にて労働審判を開始。
2006 年	男女雇用機会均等法再改正
2007 年	**労働契約法**制定
	※合理的な理由のない解雇が明文で禁止された。
	雇用対策法改正
	※募集・採用における年齢制限廃止。
	パートタイム労働法改正
	※仕事内容が正規雇用者と同じ場合は，同じ待遇に（＝同一労働・同一賃金）。
2008 年	東京の日比谷（ひびや）公園に「年越し派遣村」設営
	※反貧困ネットワークのメンバーらによる。
2009 年	育児・介護休業法再改正
2012 年	労働者派遣法再々改正
	※日雇（ひやと）い派遣の原則禁止と派遣料金の明示（めいじ）。
2015 年	パートタイム労働法再改正
	労働者派遣法再々々改正

２　労働三法の制定→戦後の民主化の一環

①労働組合法（1945 年）

労働者の団結権の保護による経済的地位の上昇をはかる。また，行政委員会の一つである**労働委員会**の設置を規定している。

A　**労働三権**（憲法第 28 条に規定）

第 27 条の**勤労権**を加えたものが**労働基本権**。

あ　**団結権**

い　**団体交渉権**

う　**団体行動権〔争議権・ストライキ権〕**

※「全体の奉仕者」である**国家公務員・地方公務員には認められない**が，その代償措置（そち）として，行政委員会である**人事院・人事委員会**が設けられている。

B　**労働協約**

労働組合と使用者が締結する，**労働条件**の取り決め。労働者と使用者が結ぶ**労働契約**や，使用者が定める就業規則よりも優先され，法律ではないが拘束力をもつ。

※労働契約・就業規則は，常時 10 人以上を雇用する使用者に対し，作成・届出が義務づけられている。これらは３年を超えて定めることはできない。

C　**刑事・民事上の免責特権**

労働組合の正当な行為については罪や責任を問われない（＝**刑事免責・民事免責**）。

D　**不当労働行為**の禁止

使用者による正当な理由なき**組合活動への妨害・介入**や，団結権の侵害，団体交渉の拒否は禁止されている。

※組合員への不利益取り扱い，組合不加入または脱退を雇用条件とする黄犬（おうけん／こうけん）契約なども不当労働行為。

E　**ショップ制**

労働組合員資格と従業員資格の関係を定めた労使間の協定。

あ　オープンショップ制

組合への加入を従業員の自由意思に任せる。教員など。

い　クローズドショップ制

事前の組合への加入が従業員の採用条件となる。

う　**ユニオンショップ制**

従業員が雇用後の一定期間内に組合加入を義務づけられる。大企業でよく見られる。

F　労働組合の種類

あ　職業別組合

い　産業別組合

う　**企業別組合**

G　地域労組（ろうそ）

組合のない企業の従業員が，個人の資格で労働組合〔ユニオン〕に加入している。

②労働関係調整法（1946年）

労働争議の予防と解決，労使の**自主的な調整と解決**を目指す。

A　**労働争議の解決**

労働委員会が担当するが，国民経済に大きな影響を及ぼす恐れのある争議（公益事業や巨大争議）に関しては，**内閣総理大臣による緊急調整**（＝50日間は争議行為禁止）という制度もある。

※労働委員会には中央労働委員会と都道府県労働委員会があり，公益代表・労働者代表・使用者代表の三者で構成されている（＝三者構成の原則）。

あ　**斡旋**（あっせん）→約95％

労働委員会が指名した斡旋員が，労使双方の意見を聞き，具体案は出さずに自主的解決を援助する。

い　**調停**（ちょうてい）→約４％

労働委員会の設ける，公益代表･労働者･使用者からなる調停委員会が，調停案を提示して労使双方に受諾（じゅだく）を促す。

う　**仲裁**（ちゅうさい）→約１％

労働委員会の設ける，公益代表のみで構成される**仲裁委員会**が，拘束力のある**仲裁裁定**を下す。

※裁判所に提訴しない場合に限られる。

B　**争議行為**

現在の日本では極めて少ない。そこで，増加する労働者個人と企業との単純な紛争解決のため，2004年に**労働審判法**が制定され，06年から**労働審判制度**が始まった。

あ　労働者によるもの

ストライキ〔同盟罷業（ひぎょう）〕，サボタージュ〔怠業（たいぎょう）〕，ピケッティング，デモンストレーションなど。

い　使用者によるもの

ロックアウト〔作業所閉鎖（へいさ）〕のみ。

③労働基準法（1947年）

賃金・労働時間・休日など**最低限度の労働条件を規定**し，違反行為を審査し未然に防止することを目指す。近年，頻繁(ひんぱん)に改正されている。

※1998年の改正では，ホワイトカラーへの裁量労働制の拡大や，**女性の時間外・休日労働・深夜業制限規定の撤廃**が定められた。

※労働基準法を補うのが，**最低賃金法**・家内労働法・労働安全衛生法など。

A　行政機関

あ　労働基準局（厚生労働省）

い　労働局（都道府県）

う　**労働基準監督署**（主要市町村）

B　**労働条件**

労働者と使用者が対等な立場で決定（＝**労使対等**）。

C　**均等待遇**

国籍・信条・社会的身分によって差別されない。

D　その他　→2019年から働き方改革を推進

あ　**法定労働時間**は**１日８時間・週40時間以内**

※1997年までは週48時間だった。

い　**男女同一賃金**の原則

う　賃金は**毎月一回以上・一定の期日に・通貨で・直接・全額**支払う

え　時間外・休日・深夜労働は割増(わりまし)賃金を支払う

※最低賃金法が存在するため，最低賃金の規定はなし。

お　**６カ月**継続勤務かつ８割以上の出勤で**年次(ねんじ)有給休暇**を10～20日付与(ふよ)

か　完全週休２日制は義務づけられてはいない

き　15歳未満の労働を禁止

く　18歳未満の深夜労働を禁止

け　女性の産前・産後休暇〔産休〕の保障（＝母性保護規定）

こ　**強制労働の禁止**

さ　**中間搾取(さくしゅ)の排除**

し　**公民権行使の保障**

〈***Note***〉

第 14 講　経済分野確認テスト

1　1811 年からイギリス各地で起きた「機械打ちこわし」を何というか？

①エンクロージャー　②ラッダイト運動
③チャーチスト運動　④メーデー

2　ワグナー法（1935 年）やタフト＝ハートレー法（1947 年）が制定された国とは？

①イギリス　②フランス　③アメリカ　④ドイツ

3　1897 年，片山潜や高野房太郎らが結成した，日本のナショナル＝センター（労働組合の全国的中央組織）の先駆となる団体とは？

①労働組合期成会　②友愛会
③日本労働総同盟　④日本労働組合総同盟

4　1989 年に結成された，現在の日本最大のナショナル＝センターとは？

①総評〔日本労働組合総評議会〕　②同盟〔全日本労働総同盟〕
③連合〔日本労働組合総連合会〕　④全労連〔全国労働組合総連合〕

5　労働三法のうち，最初に制定されたものはどれか？

①労働組合法　②労働関係調整法　③労働基準法　④労働契約法

6　次のうち，最も労使協調的で，1955 ～ 73 年の高度経済成長を支えた要因の一つとされている労働組合の形態とは？

①企業別組合　②職業別組合　③産業別組合　④地域労組（ろうそ）

7　次の労働争議の解決方法のうち，最も件数が多いものとは？

①斡旋　②調停　③仲裁　④緊急調整

8　次のうち，使用者に認められている争議行為とは？

①ストライキ　②サボタージュ　③ピケッティング　④ロックアウト

9　労働基準法による，2019年現在の法定労働時間を記したものを選べ。

①1日8時間・週40時間以内　②1日8時間・週48時間以内
③1日10時間・週60時間以内　④法定労働時間の規定なし

10　労働基準法の原則としてふさわしくないものを一つ選べ。

①労使対等　②均等待遇　③男女同一賃金　④公民権行使の制限

解答

1	②	2	③	3	①	4	③	5	①
6	①	7	①	8	④	9	①	10	④